

山岳遭難防止対策検討会報告書（骨子案）

はじめに

第1 検討会の概要

- 1 検討会設置の背景・目的
- 2 検討事項
- 3 審議経過

第2 長野県における登山を取り巻く現状と課題

- 1 登山者の現状と課題
 - （1）登山計画書等分析業務の結果
 - （2）登山者アンケート調査
- 2 山岳遭難の現状と課題
 - （1）山岳遭難件数等の推移
 - （2）遭難者の傾向

第3 長野県登山安全条例とこれまでの県等の主な施策

- 1 長野県登山安全条例の成り立ちと概要
- 2 条例に基づく長野県の取組
 - （1）登山計画書の取組（届出状況など）
 - （2）信州山のグレーディング など
- 3 山岳遭難防止対策協会との連携取組
 - （1）啓発ゲート
 - （2）山岳遭難防止常駐隊の設置
 - （3）登山相談所の設置 など
- 4 既存の山岳遭難防止対策に係る課題

第4 山岳遭難防止対策の方向性

- 1 安全登山啓発に向けた取組の強化推進
- 2 規制的な取組推進の検討

《付属資料》長野県山岳遭難防止対策検討会について

- 1 設置要綱
- 2 委員名簿

今後の山岳遭難防止対策の方向性について

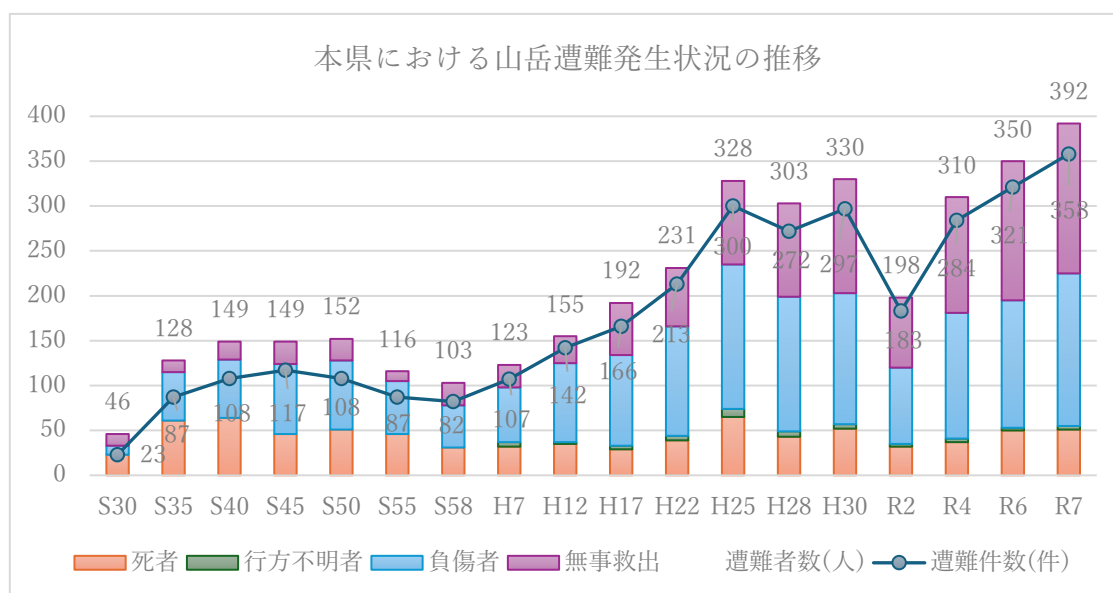
観光スポーツ部山岳高原観光課

第1 今後の方向性について（総論）

1 山岳遭難における主な課題意識（山岳遭難増加の要因）

- 日本人・外国人を問わず、主な山岳遭難件数の増加要因は、“登山のデジタル化”等に起因した登山の裾野の拡大に伴う「登山者のルールやマナーの低下」。
- その結果、登山に必要な知識・技術・体力が伴わない登山者等による基礎的な登山知識等の不足に起因した遭難（登山者と山の難易度のミスマッチ）が増加。
- 外国人等の山岳利用のマナー違反に関するトラブルの増加。
- 観光（レジャー）目的の入山増に伴う「無事救出」や軽微な「負傷者」（疲労、装備・技術不足等による行動不能）の遭難の増加。

登山の基本的な知識・技術・体力不足、山岳利用のルール・マナーの欠如が課題



【参考1】山岳遭難発生状況の推移（第1回検討会資料再掲）

2 全体的な対策の方向性及び柱

（1）ターゲット

登山に必要な知識や技術が伴わない登山者や、過去の成功体験に基づいた山選びをする中高年登山者、日本の山岳への理解に乏しい外国人登山者などターゲットに応じた必要な対策を講じる。

（2）方向性

- 登山安全条例に掲げられている「登山を安全に楽しむ」ことや、「自己責任」、「山岳の環境保全及び適正利用」を前提に、山岳の適正な利用と安全登山を推進。
- 登山者の自律的な判断と準備（学びの機会の提供）による「安全登山の実現」を基本に、啓発を強化するとともに、必要に応じて規制措置を講ずるなど実効性のある対策を実施。
- きめ細かな情報発信による「登山者と山のミスマッチ」の解消。

(3) 対策の柱

- ①遵守事項に関する学びの促進（行動変容の促進）：事前審査制の導入
- ②情報発信・啓発の強化：登山者の属性に合わせたきめ細かな取組
- ③水際対策の強化（登山口における取組の検討）：登山ゲート等の設置
- ④その他の規制・罰則等：登山計画書未届の罰則 等

3 安全登山の推進・山岳遭難防止に向けた主な論点

	論 点	検討会における意見
1	登山者の実態把握	遭難者の分析に加え、登山者の動向等の把握が必要 ※検証事業として登山計画書等の分析を実施【資料3】
2	登山者の質（知識・技術・体力）の低下への対応	単なる情報発信（啓発）では登山者には届かない。“登山に必須の情報”と“付加価値的な情報”は区別して発信する必要がある。 ⇒登山者の質の向上に 義務的な学びの機会の提供 は有効か ⇒「登山を安全に楽しむためのガイドライン」、「山岳の環境保全及び適正利用の方針」の規定は現在の登山者の実態に即しているか
3	旅マエでの“登山者と山のミスマッチ”の解消に向けた対応	山の難易度を示すだけではミスマッチは解消困難。登山者に自己の身体能力や技量を把握してもらう必要がある。 ⇒登山者のパーソナルデータ等に基づく 登山者個人の力量の把握・マッチング等による山選び支援の取組 は有効か
4	水際での対策のあり方（最後の砦）	単なる啓発や形式的な登山計画書の届出を促すだけでは遭難は減らない。入山に当たっては一定の手続き（確認・約束）が必要。 ⇒登山口でのより 強固な取組（ゲート等） は遭難防止に有効か ※検証事業として啓発ゲート事業を実施【資料4】
5	登山計画書の届出促進と記載内容の質の向上への対応	形式的な計画書の届出だけでは遭難は減らない。届出率の改善と合わせた両輪での対応が必要。 ⇒ 未届の場合の罰則規定 は届出率の改善に有効か ⇒計画内容の質の向上のための 学びの提供 が必要か
6	安全登山の推進にかかる費用負担	持続可能な取組とするため「事前学習」や「登山ゲート」等の費用について一定の財源の確保が必要。 ⇒ 入山料・手数料等の徴収 をすべきか
7	山域（難易度）別の対応	指定登山道にも難易の差があるため、安全登山に必要な知識や技術は異なる。 ⇒ 山域（難易度）に合わせた事前学習や水際対策 が必要か
8	登山道整備	登山道の整備は各山岳関係者の自主性に基づく取組 ⇒安全登山の推進には、 登山道の管理者、責任範囲の明確化、整備・管理水準の明確化 が必要か
9	救助費用の有償化 山岳保険の義務化	行政機関による救助費用は原則として無料。山岳保険への加入は努力義務（条例第22条）。 ⇒ 救助費用の有償化や山岳保険の義務化 により山岳遭難の抑止に繋がるか

4 対象者別の整理（対象者ごとの課題からの対策の考え方）

対象者	主な課題	想定される遭難要因	主な対策（案）
知識や技術が伴わない登山者（全年齢）	登山に関する基礎的な知識、経験、技量不足等に起因する山選びの失敗（登山者と山のミスマッチ）	装備・技術不足 計画不備 危険認識不足	事前学習（登山基礎） 情報発信（SNS） 水際対策 適正利用の推進
中高年登山者（登山経験者）	身体能力低下と過去の成功体験に依存した山選びの失敗（登山者と山のミスマッチ）	体力不足等による疲労・転倒、軽量化による装備不足	事前学習（体力セルフチェック・事前トレーニング等） 山選び支援 水際対策
外国人登山者	言語・登山文化・制度の違いによる山岳情報の認識誤り	山岳の情報不足 利用ルール不理解	外国人に対する情報発信 事前学習（登山基礎） 水際対策 登山道整備（多言語化）

第2 主な山岳遭難防止対策の検討（各論）

※第1・2回検討会の議論に基づく主な対策を記載（今後の検討により追加・修正等の可能性あり）

1 遵守事項等に関する学びの促進（行動変容の促進）《論点2・5》

（1）事前学習制度の導入について

必要な知識や技術が伴わない登山者の学びの促進として、登山に必須の情報に関する学びの機会を提供し、遵守することを「誓約」してもらうための入山前の事前学習制度の導入を検討。

（2）登山パスポート（仮称）の導入について

事前学習の履修者に登山計画書の届出に必要な「登山パスポート」（修了証）を付与し、実行性の確保を図るとともに、登山計画書の記載内容の質の向上を図ることを検討。

（3）懸案・検討事項

① 義務化の程度の検討

	概 要	効 果	懸 案
【案1】 事前学習の 努力義務化 (任意)	・一定の周期で「事前学習 (WEB)」を義務付ける。 ・受講するか否かは登山者の 自主性に委ねる（任意）。 ・ <u>修了には遵守事項の誓約 を条件とする。</u>	・意欲のある登山者の 質の向上に貢献 ・登山者の自主性を尊重し、登山の自由の制限 に当たらない ・安全登山と山岳の適 正利用の両方の知識向 上が可能 ・登山計画書の質の向 上にも貢献	・ <u>意欲のない登山 者には届かない可 能性がある</u> (既存の 啓発と変わらない)
【案2】 事前学習の 義務化	・一定の周期で「事前学習 (WEB)」を義務付け、 <u>修了 者に登山パスポート（仮称） を発行</u> ・ <u>修了には遵守事項の誓約 を条件とする。</u> ・ <u>登山パスポートがないと 登山計画書の届出ができな い仕組みへ転換</u> (届出なく登 山した場合は罰金を科す等 の実効性の確保を検討)	・ <u>必要な知識を満遍なく 登山者に届けること が可能</u> ・安全登山と山岳の適 正利用の両方の知識向 上が可能 ・登山計画書の質の向 上にも貢献	・ <u>登山の自由の一 定の制限に繋がる</u> ・来訪する登山者 数の減少の懸念 ・最低限の学習内 容ではすでに知識 等のある登山者に は負担感が大きい

② 遵守事項（学習内容）

- ・登山に必須のルール・最低限の基礎知識（「登山を安全に楽しむためのガイドライン」等）
- ・登山の前提にある山岳利用のマナー（「山岳の環境保全及び適正利用の方針」等）
- ・登山計画の立て方 など

⇒ まずは年間を通して必須の知識の学習コンテンツとして整備。冬山の学習はガイドラインの改訂を通して検討。

③ 実効性の確保

登山パスポートがないと登山計画書の届出ができない仕組みへの変更をすべきか（登山計画書の未届には罰金等を科すなどの実効性の確保を検討）。

④ 受講の頻度（周期）

事前学習の受講の頻度（周期）をどの程度にすべきか。

⑤ 事前学習制度（登山パスポート制度）維持のための費用負担 《論点 6》

本制度の持続性等を考慮し、事前学習の受講者（＝長野県の山岳に登る登山者）に費用負担を求めるべきか。

その場合、事前学習のシステム維持費＋α（ゲートや相談所設置など）を求めるか。

費用負担について登山者の理解は得られるか。

⑥ 山域（難易度）別、シーズン別の対応の検討 《論点 7》

短期的取組としては、無雪期の登山者の質の向上に資する“基礎的な学習”を中心に据えての導入を優先すべきだが、中長期的には【参考 2】のような幅広い学習コンテンツの整備の可能性が考えられる。現在の指定登山道を難易度別に再定義し、区分毎のきめ細かな学習コンテンツの導入について検討すべきか。

【参考 2】山域（難易度）別の学習のイメージ

既存の区分	既存の対応		区分変更のイメージ（案）	対策イメージ（案）
里山・低山	情報提供		里山・低山	情報提供
指定登山道 （123 ルート。 遭難リスクの 高い山岳）	登山計画書の 届出義務化 （罰則なし）		指定登山道－難易度：易	事前学習（登山基礎）
			指定登山道－難易度：普通	事前学習（応用）
			指定登山道－難易度：難	事前学習（発展） 水際対策
			指定登山道（冬山） ※冬山でも難易度の差あり	※ガイドラインの見直し に合わせて検討

2 情報発信・啓発の強化 《論点 3・5》

（1）山のグレーディングを活用した“登山者と山のマッチングサービス（仮）”の開発

登山者のパーソナルデータ（年齢、登山経験等）に基づく技量等に合った登山を提案することにより「登山者と山の難易度のミスマッチ」を予防するため、信州山のグレーディングのデジタル化を行い、自分の力量等に合った山を検索しやすい WEB サイト等のサービスの開発を検討。

中長期的には、取組が拡大した山のグレーディング導入地域（10 県 2 山域）と連携を強化して、山域ごとに統合した山のグレーディングマップの作成等を含む本サービスとの連携を検討。

【参考 3】山のグレーディングの普及状況

（単位：ルート）

平成 26 年 6 月	長野県	123	平成 29 年 7 月	栃木県	102
平成 27 年 5 月	新潟県	113	平成 30 年 4 月	山形県	103
平成 27 年 5 月	山梨県	123	平成 30 年 4 月	石鎚山系	50
平成 27 年 5 月	静岡県	82	平成 31 年 3 月	秋田県	33
平成 28 年 3 月	岐阜県	75	令和 2 年 3 月	富山県	92
平成 28 年 8 月	群馬県	93	令和 6 年 4 月	祖母・傾・大崩山系	63

計 1,052 ルート

（2）登山オフィシャルサイト（仮）の開設

本県独自の「登山オフィシャルサイト（仮）」を開設し、正しい安全登山情報の集約と発信を図るとともに、中長期的には、本サイトに「事前学習」の受講（登山パスポートの発行）や“登山者と山のマッチングサービス”、登山計画書の届出に関する機能を搭載することを検討。

また、年齢、経験、国籍等、登山者の属性に応じた情報発信（例：初心者向けには SNS による啓発）の充実を検討。

【参考 4】 登山オフィシャルサイトへの実装を検討する項目（案）

実装する機能	内 容	備 考
登山に必要な情報（装備、技術等）	「登山を安全に楽しむためのガイドライン」や「山岳の環境保全及び適正利用の方針」等の登山に必要な情報について、動画等を用いながらわかりやすく掲載。	事前学習のテキスト的な位置付け。復習や確認にも使えるように情報の検索性にも工夫する。
各山城やルートに関する情報	山城毎に主要な登山ルートのコースタイムやグレーディング等の基本的な情報を掲載。	各山小屋等が把握するリアルタイムの登山道情報を載せられないか検討。
事前学習の受講 登山パスポートの発行	各ユーザーのログインページから、事前学習の受講と登山パスポートの発行を行う。	登山パスポートの ID は協定を締結した登山計画書取扱事業者にリアルタイムで提供し、所持の有無が確認できるよう連携を検討。
登山計画書の届出	“ながの電子申請サービス”で行っているオンラインでの届出について、より便利に出せるよう改善して搭載することを検討。	“ながの電子申請サービス”における届出の課題等を整理。
登山者と山のマッチングサービス（山のグレーディング）	ログインページから過去の山行記録を入力することで、登山者のパーソナルデータに基づく技量等に合った登山を提案。	登山計画書の届出機能とリンクした運用を検討。

3 水際対策の強化（登山口における取組の検討） 《論点 4・7》

（1）啓発ゲートの設置について

既存の登山相談所（設置者：地区山岳遭難防止対策協会）及び山岳遭難防止常駐隊（設置者：県遭対協）等における啓発中心の取組からどの程度規制の方向にシフトするか。また、既存の水際対策の取組強化のための支援策を検討。

《検証事業》R8 啓発ゲート設置事業（北アルプス横尾・母池自然園登山口）【資料 4】

（2）懸案・検討事項

	課 題
対策の程度	水際対策の取組を啓発とするか、一定の規制とすべきか。
対策の内容	山城により装備が異なり、また個々人の経験も客観視が困難だが、何を確認の内容として考えるか（客観的に判断可能な基準として示す必要がある）
設置の場所	121 か所の指定登山口のどこに設置するか。 また、設置しない登山口でどのように取組を担保するか。
設置期間等	設置の時期、時間をどのようにするか。
人 員	登山口に配置する人員をどう確保するか。どう業務負担を軽減するか。
費 用 負 担	登山者に費用負担を求めるか 《論点 6》
登山相談所との関係性	既存の登山相談所との連携や役割分担をどうすべきか。

4 その他の規制・罰則等

(1) 登山計画書の未届への罰金・罰則等の検討 《論点5》

	検討課題
罰金・罰則の導入効果	罰金等の導入により届出率の向上につながるか。 山域やルートの難易度に関わらず一律の内容とすべきか。 ※先行導入県では、3～5万円の罰金または過料を徴収
把握の方法 (実効性の確保)	遭難者について届出の有無を確認し、徴収するか。 または、登山口における水際対策等の一環として、登山パスポートと合わせて届出の有無を確認し、徴収するか(できるか)。
届出の条件設定	登山パスポートの所持を届出の条件とすることにより、計画内容の質の向上が図れるか。
事前審査制	バリエーションルートなど一部の高難度ルートに登山計画書の事前審査制を導入すべきか(現実的に可能か)。 ※富山県、群馬県の一部山域において事前審査制を実施

(2) 「登山を安全に楽しむためのガイドライン」の改訂 《論点2》

冬のバックカントリーの利用ルールなど、時代に合った内容への改訂を図るとともに、「登山パスポート」発行時に遵守を誓約させるなど実効性ある取組を検討すべきか。

(3) 「山岳の環境保全及び適正利用の方針」の見直しと条例における遵守の義務化 《論点2》

本方針を「登山者の遵守事項」とするなど、改めて条例上の位置づけを整理するとともに、「登山パスポート」発行時に遵守を誓約させるなど実効性ある取組を検討すべきか。

(4) 山岳保険の義務化 《論点9》

山岳保険の義務化による登山者の安全意識の向上を検討すべきか。

なお、全国における山岳保険への加入率は22.6%(2026年1月、国立登山研修所調べ)。また、本県における加入率は【参考5】のとおり。

【参考5】本県における山岳保険の加入状況

(件数・割合)

	H30	R元	R4	R5	R6	R7
加入している	483 (47.8%)	505 (50.2%)	691 (56.3%)	775 (56.8%)	725 (58.5%)	823 (62.9%)
加入していない	505 (50.0%)	483 (48.0%)	534 (43.5%)	580 (42.5%)	506 (40.8%)	482 (36.8%)
未回答	23 (2.3%)	18 (1.8%)	3 (0.2%)	10 (0.7%)	8 (0.6%)	4 (0.3%)

(長野県登山計画書の届出状況等調査より)